

賛助会員規程

(総則)

第1条

この規程は、定款の賛助会員に関する規定に基づき、公益財団法人りそな中小企業振興財団（以下「本財団」という）の賛助会員に関し必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条

本財団は、財団の目的に賛同し、その公益目的事業を支援し、または協力しようとするものを賛助会員とする。

2 賛助会員は、一般会員及び特別会員からなる。

(会費)

第3条

賛助会員は、年度ごとに会費を納入しなければならない。

2 賛助会費の一事業年度における会費の額は、別に定めるものとする。

3 収納した会費は、全額を本財団の公益目的事業の費用に充当する。但し、会員の特段の用途指定がある場合には、それに従う。その場合でも、その50%以上は公益目的事業の用に供する。

4 賛助会員が退会した場合は、既納の会費は返還しない。

(入退会)

第4条

賛助会員になろうとするものは、当財団に書面により入会を申し込まなければならない。

2 賛助会員は、当財団に退会届を提出することにより、いつでも自由に退会することができる。

(会員の特典)

第5条

賛助会員は、本財団の実施事業について下記便益を受けることができる。

(1) 財団が発行する機関誌等の入手

(2) 財団主催の事業への優先的利用または参加

(3) その他、財団が行う諸事業に関する情報の入手

(事業報告)

第6条

特別会員は、当財団から毎事業年度1回事業の概要について説明を受けることができる。

(改廃)

第7条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第8条

この規程の実施に必要な細目は、代表理事が別に定めることができる。

附則

この規程は、移行認定登記の日より施行する。

【別表】 第3条第2項による、年会費の額の定め

一事業年度における賛助会費額

1. 公益財団法人りそな中小企業振興財団の賛助会員規程第3条第2項に規定する賛助会費の一事業年度における額は、次のとおりとする。

区 分	年会費	
一般会員	3万円	
特別会員	1口	20万円